

葛飾区情報公開条例改正案修正版

第6回修正案	第7回修正案	備考
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第6条—第14条の3）</p> <p>第3章 特定歴史的公文書の公開（第15条—第15条の4）</p> <p>第4章 雑則（第16条—第20条）</p> <p><u>（適正使用）</u></p> <p>第4条 この条例の規定により公文書等の公開を受けたものは、当該公文書等を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 公文書の公開（第6条—第14条の3）</p> <p>第3章 特定歴史的公文書の公開（第15条—第15条の4）</p> <p>第4章 雑則（第16条—第20条）</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>（使用者の責務）</u></p> <p>第4条 この条例の規定により公文書等の公開を受けたものは、当該公文書等を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</p>	<p>波線=6回準備委員会とパブコメ資料の違い、<u>二重線</u>=パブコメ後修正</p> <p>⑥（=第6回準備委員会での質問等。以下同じ。）：法的義務とは違うため、「しなければならない」よりも「するものとする」の方がいいのではないかな。 →「するものとする」は、合理的な理由があればなくてもよい、という意味になる。 しかし、情報公開の手引では、実施機関は「第三者の権利を侵害するおそれがあると認められる場合には、その情報を使用する者に中止を要請するものとする。」「著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処する。」としている。第三者の権利侵害及び権利濫用については、行ってはならないものであるため、「しなければならない」が適当と考える。 （上記事務局回答を受けて、委員より）：「しなければならない」と表現すると、やはりしなかった場合には罰則等何らかのペナルティがあることが想定される。第三者の権利侵害のおそれがある場合でも実施機関ができるのは「要請」までのこと。事務局の回答に、「するものとする」は、合理的な理由があればなくてもよいという意味になると記載されているが、それは違うように思う。不適正使用に合理的な理由があるのか。</p>

		<p>仮に、「使用しなければならない」との表現を維持するのであれば、見出しを「適正使用」とするのではなく、「使用者の責務」とした方が「しなければならない」の意味が法的責任を問わない使用者の一般的義務と理解されより適切ではないかと考える。</p> <p>→「するものとする」はこれまでご説明してきた理由に加え、①「するものとする」は実施機関側が主体の場合に使用されることが多いこと、②改正することで弱まっているように読めることから、「しなければならない」を「するものとする」と改正する理由を議会や区民に説明するのは困難であると考えます。</p> <p>そのため、文末は「しなければならない」を維持したい。</p> <p>そして、見出しを「使用者の責務」としたい。理由は、委員のご意見のとおり。</p> <p>よって、見出しは現行条例の「利用者」を「使用者」と改正する。</p> <p>⑥：非現用文書の利用請求について、公文書管理法ではこの条に該当するような規定はない。ほかの自治体では、非現用文書について、このような文言を置いているところがあるのか。「しなければならない」だと強いように思う。</p> <p>→豊島区（非現用文書の利用請求について情報公開条例に規定している）を確認したが、以下のとおり、同様の条文があった。非現用文書を含む規定となっている。</p> <p>●豊島区行政情報公開条例 (適正使用)</p> <p>第4条 この条例の規定により行政情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</p> <p>たしかに、非現用文書（特定歴史的公文書）は、第三</p>
--	--	--

<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>第3章 特定歴史的公文書の公開 (公文書の公開に関する手続の準用)</p> <p>第15条 特定歴史的公文書の公開については、前章（第9条、第10条の3、第14条の2及び前条を除く。）の規定を準用する。この場合において、<u>～～読み替え規定～～</u>と読み替えるものとする。</p>	<p>(公文書の公開義務)</p> <p>第9条 実施機関は、公開請求があったときは、<u>公開請求に係る公文書</u>に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。</p> <p>第3章 特定歴史的公文書の公開 (公文書の公開に関する手続の準用)</p> <p>第15条 特定歴史的公文書の公開については、前章（第9条、第10条の3、第14条の2及び前条を除く。）の規定を準用する。この場合において、<u>次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="840 981 1489 1439"> <thead> <tr> <th data-bbox="840 981 1064 1053"><u>第6条第1項</u></th> <th data-bbox="1064 981 1288 1053"><u>公文書</u></th> <th data-bbox="1288 981 1489 1053"><u>特定歴史的公文書</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="840 1053 1064 1439"></td> <td data-bbox="1064 1053 1288 1439"><u>実施機関（議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条（第3号及び第4号を除く。）</u></td> <td data-bbox="1288 1053 1489 1439"><u>区長</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>第6条第1項</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>		<u>実施機関（議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条（第3号及び第4号を除く。）</u>	<u>区長</u>	<p>者の権利侵害や権利濫用になる範囲が現用文書よりも狭くなる可能性はある。しかし、非現用文書と現用文書、いずれにしても第三者の権利侵害や権利濫用をしてはならないことには変わりないため、当該条文は非現用文書と現用文書で文言は変えず、具体的な当てはめの際に、その性質の違いに留意するようにする。これは情報公開の手引に記載することとしたい。</p>
<u>第6条第1項</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>						
	<u>実施機関（議会においては、葛飾区議会議長とする。次項、次条、第7条の2第2項、第7条の3、第7条の4、第8条第1項、第9条（第3号及び第4号を除く。）</u>	<u>区長</u>						

		<u>10条から第10条の3まで及び第13条（第2項を除く。）において同じ。）</u>	
		<u>公文書を特定するために必要な</u>	<u>公文書等管理条例第12条第4項の目録に記載されている</u>
		<u>実施機関が</u>	<u>区長が</u>
<u>第6条第2項</u>		<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
<u>第7条第1項</u>		<u>実施機関</u> <u>公文書</u>	<u>区長</u> <u>特定歴史的公文書</u>
<u>第7条第2項</u>		<u>実施機関</u> <u>公文書</u>	<u>区長</u> <u>特定歴史的公文書</u>
		<u>公開しないとき（第10条の3の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。）</u>	<u>公開しないとき</u>
<u>第7条第3項</u>		<u>実施機関</u> <u>公文書</u>	<u>区長</u> <u>特定歴史的公文書</u>
<u>第7条の2第1項</u>		<u>第6条第2項</u>	<u>第15条の規定により読み替えて準用する第6条第2項</u>

	<u>第7条の2第2項</u>	<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
	<u>第7条の3</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>
		<u>前条</u>	<u>第15条の規定により読み替えて準用する前条</u>
		<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
	<u>第7条の4第1項</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>
		<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
	<u>第7条の4第2項</u>	<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
		<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>
		<u>第10条の2</u>	<u>第15条の規定により読み替えて準用する第10条の2</u>
	<u>第7条の4第3項</u>	<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
		<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>
		<u>第13条</u>	<u>第15条の規定により読み替えて準用する第13条</u>
	<u>第8条第1項</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>
		<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
	<u>第8条第2項</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>
	<u>第10条第1項</u>	<u>前条の</u>	<u>第15条の2第1項第1号に掲げる</u>

		<u>実施機関</u>	<u>区長</u>
		<u>非公開情報</u>	<u>公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報</u>
<u>第10条第2項</u>	<u>公文書に前条第2号</u>	<u>特定歴史的公文書に公文書等管理条例第8条第3項第2号</u>	
<u>第10条の2</u>	<u>実施機関</u>	<u>区長</u>	
	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>	
	<u>非公開情報（第9条第1号に該当する情報を除く。）</u>	<u>公文書等管理条例第8条第3項各号に掲げる情報又は同条第4項各号に掲げる情報（同条第3項第1号に該当する情報を除く。）</u>	
<u>第11条第1項及び第2項</u>	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>	
<u>第13条第1項</u>	<u>当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関</u>	<u>区長</u>	
	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>	
<u>第13条第3項</u>	<u>第1項の規定により諮問をした実施機関</u>	<u>区長は、第1項の規定により諮問をしたとき</u>	
	<u>公文書</u>	<u>特定歴史的公文書</u>	

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="853 252 1068 395">第13条第4項</td> <td data-bbox="1068 252 1283 395">同項に規定する 裁決をすべき実 施機関</td> <td data-bbox="1283 252 1503 395">書 区長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="853 395 1068 608">第14条</td> <td data-bbox="1068 395 1283 608">第7条の4第3 項 公文書</td> <td data-bbox="1283 395 1503 608">第15条の規定 により読み替え て準用する第7 条の4第3項 特定歴史的公文 書</td> </tr> </table>	第13条第4項	同項に規定する 裁決をすべき実 施機関	書 区長	第14条	第7条の4第3 項 公文書	第15条の規定 により読み替え て準用する第7 条の4第3項 特定歴史的公文 書	
第13条第4項	同項に規定する 裁決をすべき実 施機関	書 区長						
第14条	第7条の4第3 項 公文書	第15条の規定 により読み替え て準用する第7 条の4第3項 特定歴史的公文 書						
<p>(公開請求の取扱い)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、特定歴史的公文書であつて、公文書等管理条例第8条第3項第4号ウに該当するものとして同条第4項の規定により意見を付されたものについて公開決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史的公文書を移管した実施機関に対し、<u>利用請求</u>に係る特定歴史的公文書の名称その他区長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p><u>第20条及び第21条 削除</u> (委任)</p> <p><u>第22条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (葛飾区行政不服審査会条例の一部改正)</p> <p>2 葛飾区行政不服審査会条例(令和5年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>(公開請求の取扱い)</p> <p>第15条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 区長は、特定歴史的公文書であつて、公文書等管理条例第8条第3項第4号ウに該当するものとして同条第4項の規定により意見を付されたものについて公開決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史的公文書を移管した実施機関に対し、<u>公開請求</u>に係る特定歴史的公文書の名称その他区長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (葛飾区行政不服審査会条例の一部改正)</p> <p>2 葛飾区行政不服審査会条例(令和5年葛飾区条例第1号)の一部を次のように改正する。 <u>第2条第2号中「第13条第1項」の次に「(同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。</u> <u>第8条第1項中「第13条第1項」の次に「(同条例第15</u></p>	<p>「削除」ではなく、条を繰り上げる。</p>						

	<p>条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「情報（）」を「公文書等（）」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条例第2条第2号」を「同条例第2条第4号」に、「情報を」を「公文書等を」に、「情報の」を「公文書等の」に改め、同条第3項中「対し、」の次に「公文書等に記録されている」を加える。</p> <p>第11条中「情報」を「公文書等」に改める。</p> <p>第14条第2項中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「、「情報」を「、「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「する情報」を「する公文書等」に、「中「情報」を「中「公文書等に記録されている」に、「含まれている情報」を「含まれている」に、「された情報」を「された公文書等」に改める。</p> <p>第16条中「第13条第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「、「情報」を「、「公文書等」に改め、「第7条の2第1項」の次に「（同条例第15条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「第2条第2号」を「第2条第4号」に、「する情報」を「する公文書等」に、「中「情報」を「中「公文書等に記録されている」に、「含まれている情報」を「含まれている」に改める。</p>	
--	--	--